

津山藩における宗門改制度の変遷

——宗教と地域情報の把握——

東 昇

はじめに

宗門改制度とは、近世日本において禁教であるキリスト教信者（切支丹）の摘発を目的の一つとしたものである。寛永期（一六二四～一六四四）に長崎や京都など一部地域で開始され、寛文五年（一六五五）の幕府法令を契機として諸藩で宗門改が制度化されていく。そして一七世紀後期以降、明治五年（一九七二）の戸籍制度に移行するまで、日本のすべての地域で、身分にかかわらず、ほぼすべての人々に対して宗門改が実施された⁽¹⁾。およそ近世に生きた人々すべてが共通に経験した唯一の制度といえる。しかし宗門改は各藩の地域情報の把握に連動して、踏絵・血判・起請文など宗門を改める方法、宗門改帳への記載方法など多種多様である。近年、水本邦彦により徳川国家はキリスト教禁止を国是とし、「非キリシタン」が徳川国家の国民であるという視点が提示されている⁽²⁾。この宗門を改めるといふ国是の上に、各藩の地域情報把握の実状にあわせた、それぞれの制度が構築されてきたと考える。

ここでいう近世社会の地域情報とは、領主行政、村行政において有

効な地域に関する情報であり、それぞれの業務や課題に対して、判断や実行するために必要な知である。これは近世村落史における村の行政請負⁽⁴⁾、近世の情報史の研究から展開したものである⁽⁵⁾。事例研究として、すでに肥後国天草郡高浜村の庄屋日記から、村行政における庄屋の収集した疱瘡に関する内容を中心に分析した⁽⁶⁾。

また地域情報の把握については、近世における様々な事件、業務、課題に、どのように対応するかという問いから出発し、現段階では、調査と日記の二つの視点が有効と考えている。本稿の分析視点である改門調査については、津山藩、大洲藩、宇和島藩の各領主行政が実施した産物に関する地域情報の収集を、大地を改めて調べ直す再「検地」や自然の索引づくりと位置づけている⁽⁷⁾。これらの調査は、名産や時献上の選定など、新たな地域情報の創造につながっていく。本稿では、視点を改めて領主行政が把握する人に関する地域情報について、宗門改制度の変遷からみていきたい。

宗門改に関しては、宗門改帳の家族記述を分析した研究が大部分を占めており、宗門改制度の研究、宗門改帳自体の研究は少ない⁽⁸⁾。制度研究もキリシタン禁制から宗門改が成立する一七世紀前半、キリス

ト教解禁と戸籍制度へ転換していく幕末維新期の研究が主である。⁽⁹⁾ 宗門改が安定して毎年継続していた一七世紀後期から一九世紀中期までの約二〇〇年間の変遷についての研究は皆無に近い。そのため、このような視点から岡山藩の近世全般を通じた制度変遷を実証した。⁽¹⁰⁾

本稿では、美作、特に津山藩の宗門改制度の変遷と宗門改帳の実態を解明し、藩の支配政策と地域情報の把握、関連性を考察する。この美作の宗門改帳を利用した研究としては、農民の家族や株内を分析した倉地克直の勝南郡高下村、妻鹿淳子の美作国行延村、安東靖雄の英田郡大内谷村、川崎村の分析がある。⁽¹¹⁾ また西北条郡山北村については、磯田道史の足軽・中間奉公人、村山聡の比較史料学の観点から宗門改帳を分析した研究があげられる。⁽¹²⁾

これまで宗門改帳は、大竹秀夫によって全国的傾向として人馬帳（夫役台帳）・宗門改帳（宗教統制）という二つの別の政策による帳面が、夫役台帳から宗教統制へと展開し、その後二つが融合する性格をもつと、指摘されている。⁽¹³⁾ この点は速水融が中心となって研究を進めてきた歴史人口学が、宗門改帳Ⅱ人口統計（戸籍制度）という視点と一致する。⁽¹⁴⁾ しかし今回分析の対象となる津山藩の宗門改帳は、全国的な傾向をたどっておらず、必要とする地域情報に応じて変化しただけである。このように各地の宗門改制度を分析する際に、地域情報という視点が有効であることを実証したい。

1 美作における宗門改帳の比較

1-1 美作の宗門改帳

近世の美作は、森家津山藩が改易された元禄一〇年（一六九七）以降、幕府領と各藩の領地が錯綜した状況が続いた。⁽¹⁵⁾ 表1の明治初年における美作国の領主別石高をみるとわかるように、津山藩九万八千石、勝山藩三万三千石が全体の半分を占め、つぎに各藩の預地となっていた幕府領七万六千石が約三〇%、残り七藩のほとんどが、他国の藩の飛地であった。

まず各地の史料が多く現存する一九世紀の美作各藩の宗門改帳を比較する。つぎの史料は、津山藩、幕府領、幕府領（津山藩預）、幕府領（竜野藩預）、勝山藩、沼田藩六領の宗門改帳に記載された一大家族分の書上部分を抜き出したものである（場所については図1を参照）。

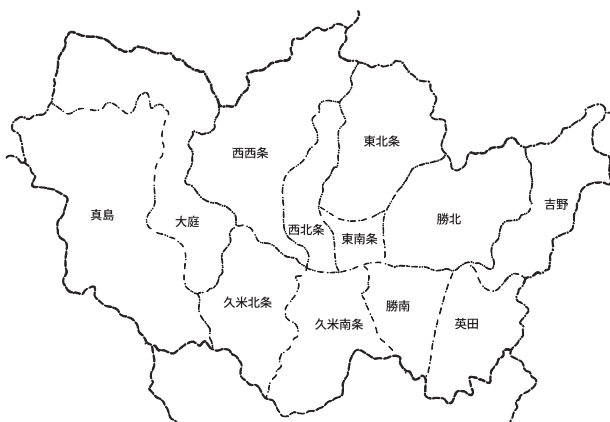


図1 近世美作国の郡

表 1 美作国の領主別石高

	藩・領名	石高	割合	支配郡名
1	津山藩	98,577 石	37%	英田、吉野、勝南、勝北、東北条、東南条、西北条、 西西条、久米南条、久米北条、大庭
2	勝山藩	33,301 石	13%	真島、大庭
3	幕府領（竜野）	30,498 石	12%	久米南条、久米北条
4	幕府領（生野）	19,148 石	7%	勝北、吉野
5	幕府領（津山）	16,680 石	6%	西西条、大庭
6	沼田藩	14,116 石	5%	英田、勝南、勝北
7	明石藩	9,857 石	4%	吉野
8	幕府領（倉敷）	9,784 石	4%	勝北、東北条
9	土浦藩	8,618 石	3%	勝北、吉野
10	鶴田藩	8,325 石	3%	久米北条
11	古河藩	8,112 石	3%	久米南条
12	拳母藩	5,056 石	2%	久米北条
13	竜野藩	2,461 石	1%	真島

合計 264,533 石

注：（）内は幕府の代官所、預所名、木村礎編『旧高旧領取調帳』中国・四国編、近藤出版社、1978年をもとに作成

・津山藩

大庭郡別所村 天保六年七月「寺証文控帳」¹⁶

一同宗 国次郎 七拾四歳

娘 まん 四拾四歳

孫 まち 拾七歳

家内人別三人内男式人女壹人

大庭郡吉田村 天保六年「寺証文控帳」¹⁷

一真言宗 松右衛門 五拾五歳

女房 五拾四歳

忰 源平 三拾歳

女房 廿壹歳

娘 さの 拾九歳

家内人別五人内男式人女三人

大庭郡真加子村 天保五年七月「人別改帳」¹⁸

一真言宗 五人組頭 平十郎

家内人別合六人男四人女式人

大庭郡初和村城徳寺旦那

「右之通人別相改宗門帳写」

・勝山藩

真島郡野村 天保三年六月「宗門御改人別帳」

一真言宗古呂々尾中村安養寺旦那 吉右衛門(印)

当辰六十八才

同寺旦那 母 きん(印)

当辰七十八才

同寺旦那 妻 はつ(印)

当辰六十二才

同寺旦那 悴 金藏(印)

当辰三十四才

同寺旦那金藏妻 きち(印)

当辰三十四才

同寺旦那 孫 倉藏(印)

当辰十五才

メ六人内 三人男
三人女

真島郡江川村上分文化四年六月「真言宗門人別改帳」²⁰

一真言宗三田村観音寺旦那

四郎左衛門(印)

当卯六十五才

同 妻 (印)

当五十三才

同 母 (印)

当八十四才

同 悴幸右衛門(印)

当廿八才

同 娘こよ(印)

当十五才

メ五人内式人男三人女

・幕府領

大庭郡別所村 文化一一年三月「戌年宗門御改帳」²¹

一同寺旦那 持高六石壹斗六升四合

国次郎 当戊五十三歳

母 たね 当戊七十歳

妻 しゆん 当戊五十三歳

娘 まん 当戊廿三歳

娘 かよ 当戊十六歳

メ五人内男壹人女四人牛壹疋馬なし

・幕府領(他藩預)

津山藩預 西西条郡富東谷村 嘉永五年三月「子宗門御改帳」²²

一禅宗宝泉寺旦那 高五石八斗七升三合

岩藏 子四十四才

妻 はる 廿九才

母 かね 六十八才

倅 繁藏 九才

娘 むろ 五才

メ五人内 男式人

女三人 牛式疋

竜野藩預 勝南郡安蘇村 安政二年二月「宗門人別書上帳」²³⁾

真言宗長正寺旦那 ○○○○ 年五十式

同人妻 ○○ 五十

同人倅 ○○ 年二十八

○○妻 ○○ 年二十六

倅 ○○ 八

牛壹疋

メ五人内男三人女二人

(註一〇〇は人名)

・沼田藩

吉野郡吉田村 安政三年二月「宗門人別改帳」²⁴⁾

真言宗宝妙寺檀那 高三拾五石七升

官治(印)

年四拾四才

同寺檀那 同人女房 なみ〇

年二拾三才

同寺檀那 同人娘 そふ〇

年拾四才

同寺檀那 同人娘 おみつ〇

同寺檀那 同人娘 直子〇

年四才

同寺檀那 同人母 この〇

年七拾才

メ六人内 男壹人

女五人 牛一疋

内壹人他より来申候

これらの史料を比較すると、いくつかの共通・相違点が判明する。まず作成された時期であるが、二月竜野藩預・沼田藩、三月幕府領・津山藩預、六月勝山藩、七月津山藩となる。同じ幕府領でも諸藩の預地となると変化がみられる。津山藩預では、作成月、記載内容もほぼ代官所支配と同様であるが、竜野藩預の場合、作成月が違い、内容も石高記載が無く、移動情報が記載されるなど相違点が多い。このように記載内容は、津山藩の場合、本藩・預地で相違、竜野藩は本藩・預

地で同様と、各藩の幕府領に対する認識の違い、地域情報の把握実態により制度を変化させている。表題は少しずつ違い、「寺証文控帳」津山藩、「宗門人別改帳」沼田藩・勝山藩、「宗門御改帳」幕府領・津山藩預、「宗門人別書上帳」竜野藩預と、宗門・人別・寺証文などそれぞれの言葉を組み合わせている。そして幕府領共通の言葉といえる「戌年」など干支を冒頭に持つてくる事例がある²⁵。記載内容については津山藩・沼田藩以外は、肩書きが女房から妻へと変化、幕府領・沼田藩・津山藩預では石高記載があるなど、様々な共通・相違点がある。各藩によって宗門改帳の記載形式は多様であるが、なかでも津山藩は他藩に比べて石高・女性の名前・移動・牛馬の記載がなく、調査項目が少ないことが特徴であり、これは「寺証文控帳」に把握された地域情報が少ないといえる。

1-2 大庭郡別所村の宗門改帳の変遷

前節では各藩領の宗門改帳の記載様式の違いを比較したが、それが一つの村でどのような変化をもたらしているか、大庭郡別所村の例からみていきたい。別所村は美作の北西に位置し、北は伯耆に隣接する標高五〇〇メートル級の高原地帯で、天保期に石高二七二石、弘化五年には家数二五軒、人口一〇一人の村であった²⁶。別所村の領主は、小早川氏改易後、慶長八年(一六〇三)津山藩領、元禄一〇年(一六九七)幕府領津山代官所、一二年津山藩領、享保一二年(一二二七)幕府領、文政元年(一八一八)津山藩領、天保九年(一八三八)幕府領(津山藩預)となり、津山藩領、幕府領と領主が交代している。

別所村には、寛政九年(幕府領)、文化一二年(幕府領)、天保六年(津山藩領)、弘化五年(幕府領(津山藩預))と四冊の宗門改帳があり、それぞれの記載内容を比較できる。以下、寛政九年三月「巳宗門御改帳」で当主孫市・国次郎として記載された家を、それぞれの宗門改帳から抜き出し、その記載内容と特徴を述べたい。

寛政九年三月「巳宗門御改帳」(幕府領)

一寺右同断本国生国右同断 高八石八斗八升五合

年五拾七才 孫市

同五拾九才 同人 女房

同三拾四才 同人 鞆国次郎

同三拾四才 同人 娘きゑ

同拾壹才 同人 孫いち

同六才 同人 孫まん

メ家内六人内式人男四人女

文化一一年三月「戌年宗門御改帳」(幕府領)

一同寺旦那 持高六石壹斗六升四合

国次郎 当戊五十三歳

母 たね 当戊七十歳

妻 しゆん 当戊五十三歳

娘 まん 当戊廿三歳

娘 かよ 当戊十六歳

メ五人内男一人女四人牛馬数なし

天保六年七月「寺証文控帳」(津山藩)

一同宗 国治郎 七拾四歳

娘 まん 四拾四歳

孫 まち 拾七歳

家人内別三人内男一人女一人

(中略)

一同宗 幸助 三拾九歳

母 六拾三歳

家人内別一人内男一人女一人

弘化五年三月「申宗門御改帳」(幕府領(津山藩預))

一同寺旦那 高拾石八斗四升六合

与治郎 申三十一歳

妻 まち 申三十歳

父 幸助 申五十三歳

母 まん 申五十七歳

メ四人内男一人女一人牛馬数

まず同じ幕府領であった寛政九年と文化十一年の宗門改帳を比較すると、表題、持高は同じ、本国生国について寛政九年、牛馬数は文化十一年のみ記載されている。また妻の記載が女房から妻十名前と変更、

年齢と名前の記載順が逆になり、合計人数も「家内」が消え、「四人女」から「女四人」、年齢の「拾」が「十」、「年」が「当戊」と軽微な違いが多い。

つぎに幕府領から津山藩領へと変化した文化十一年と天保六年では、まず表題が「成年宗門御改帳」から「寺証文控帳」へ変更、作成年が三月から七月、石高、牛馬数、女房や妻の名前が天保六年では記載が無く、抜き出した部分ではみえないが、寺の請判の記載も無い。合計人数の記載に「家内」が復活し、年齢の「十」が「拾」、「当戊」が無いなどと少しづつ記載が違う。

そして津山藩領から幕府領(津山藩預)へと変化した天保六年と弘化五年では、表題が「寺証文控帳」から「申宗門御改帳」へ、石高、牛馬数、女房や妻の名前の記載があり、「家内」、年齢の「十」や「申」など、ほぼ全体に文化十一年の幕府領期の記載に復活している。これは史料編纂上の差異とも考えられるが、同じ自治体史であり原史料に忠実に翻刻されていると判断した。

この孫市家の記載をみると、孫市の娘きると国治郎、孫まんと幸助、曾孫まちと与次郎と三代続けて娘に婿養子を迎えている。天保六年には娘まんにまちという子供がいる。まちはすでに一七才だが父親の名前がみあたらない。弘化五年には、父幸助、母まんの名前が登場する。この幸助は天保六年には母親と二人で一家となり、別の箇所に記載されている。このまんと幸助の婚姻形態はいわゆる婿入婚と呼ばれるものに近い。結婚した当初は夫婦別居し、その後、夫が妻の家に入る形態である。この事例は幸助の母が生存しているという点から、家断絶

を回避するため別家としたとも考えられるが、娘まぢが一七才になつてなおり、幸助が父として記録されていない点は疑問が残る。この記述から、津山藩では夫婦別居の婿入婚の現状を記録し、幕府領では夫婦という形を重視し、同一家族として記録した。また天保六年には婿入婚の状態であり、弘化五年には解消していたとも考えられる。

このように宗門改帳の記載は、幕府領と津山藩領の時期ではつきりと違うが、同じ幕府領でも、寛政九年と文化一一年はいくつか違いがあった。しかし文化一一年と弘化五年では代官所支配から津山藩預と変化しているものの、表題以外はほぼ同一記載である。同じ幕府領でも時期によって記載様式が変化している。これは宗門改帳の記載様式が各藩の制度の変化、領主の地域情報把握の関心、例えば石高や牛馬など生産力に関するもの、本国生国や婿入婚を記載する人の移動に関するものなど、様々な要因によって変化している。

また幕府領と津山藩領の所領変更にもなう宗門改帳の変更に關する史料がある。天保九年（一八三八）閏四月の「小豆島御条目」²⁸によると、「毎年、宗門改帳七月迄之内可差出、切支丹宗門之義、御高札之旨相守、人別人念相改、下人等寺請状可取置事」とある。この後、類族が他所より来た場合の注進、宗門改帳に押印以外の印鑑の使用禁止など詳細に記されている。津山藩は、享保一一年（一七二六）以来、領地が半減し五万石であったが、文化一四年（一八一七）將軍家齊の養子齊民を迎えたため一〇万石に復活した。その際に讃岐国小豆島六ヶ村は、美作国以外の新たな領地として幕府領から編入された。この法令は幕府領から新しく津山領となった小豆島領へも、これまでの

津山藩領内と同様の方式（七月の提出など）を布達していることがわかる。

2 津山藩の宗門改制度の変遷

2-1 森家時代の法令

ここでは津山藩の法令を中心に宗門改制度の変遷を考察する。津山藩は慶長八年（一六〇三）から元禄一〇年（一六九七）まで、森家が美作一国一八万六五〇〇石、元禄一二年から明治五年（一八七二）まで、松平家が五く一〇万石を領した。まず森家時代の法令で、初期のものと考えられる慶長一一年一二月「条々」という史料をみていきたい。²⁹

一村々百姓末々迄、宗門相改、帰依之旦那寺を相定可届出事

一村々百姓小前末々迄、宗門帳相認、壹人別二旦那寺之宗門改相請可差出事

付り宗門帳雛形ハ別紙ニ相達候事

（中略）

一年々四月中、宗門改可申付候二付、村々宗門帳年々三月中、且那寺宗門改申受、大庄屋手元へ可差出事

一村々宗門帳ハ、幾宗門・幾数人有之共、一村一帳ニ可致事

但召抱之乳母・奉公人之類ハ、其宗門帳ニ加入不及事

この法令の内容は、①旦那寺の設定、②人別に宗門改を受け宗門改

帳を作成、③宗門改帳は三月に作成し、四月に宗門改を行い、大庄屋へ提出、④宗門改帳は一村一帳、奉公人は記載しないなど寺請の設定、宗門改帳の作成など基本的な規定である。のちの松平家時代には作成月は七月となるが、森家時代には三月である。

しかしこの法令の年代については検証が必要である。宗門改帳の初見は寛永十一年（一六三四）長崎平戸町横瀬浦町「人数改之帳」であり、その二八年前に宗門改帳が作成されていた可能性は低い³⁰。土佐藩において「宗門改差出」が元和二年（一六一六）より実施されていたなどの事例があるので、あながち慶長という年代は否定できないが、十一年という年から幕府より諸藩へ宗門改帳の作成が命ぜられた寛文十一年（一六七二）のものではないかと思われる。

その後、元禄四年正月町方への「法度」に切支丹宗門と不受不施の禁止及び穿鑿、同年三月村方への「法度」には、切支丹宗門と不受不施を例年の通り毎月吟味し、五人組が連判し大庄屋が見届けとある³²が、宗門改の具体的な方法については記されていない³³。

2-2 「郷中御条目」―宗門改―

松平家入封直後に出された元禄一四年（一七〇一）三月の「町中御仕置条目」には、切支丹・悲田宗・不受不施の禁止のみで、宗門改の実施に関する詳細な規定はなく、基本的な法令といえる³⁴。松平家時代の宗門改に関する法令は、農村に関する項目別の編年法令である「郷中御条目」に詳しい。「郷中御条目」は全六巻、明治初年に編纂され五五〇条の法令を収める。収録された年代は、森家の天和期が最初で

あるが、ほとんど享保以降、特に宝暦、安永、天保期に集中している。これは文化一四年（一八一七）に松平家が五万石加増され一〇万石となり支配地域が拡大したためとある³⁵。この他に農村関係の法令を集大成したものはなく、松平家時代の農村政策をみていく上で基本となる史料である。

宗門改に関する項目は、「郷中御条目」一の最初の「公儀御法度」のつぎに位置づけられており、重要政策であったことがうかがえる³⁶。宗門改に関する項目は一つ書きで独立した四項目「一切支丹宗門改、一不受不施、一宗門改、一類族改」、それ以外が六項目「宗旨改案文、秘事邪宗、社男山伏宗旨改、不受不施、一家二宗、切支丹」と計一〇項目にまとめられている。

まず最初に年未詳の宗門改の基本法令がある。この法令には①公儀御法度の厳守、②切支丹の摘発において公儀が定めた褒美以外を与えないこと、③不受不施・秘事法文を勧める者の追放・捕縛、④宗門改は毎年七月に改める、宗門奉行の案文、寺印を取り郡代所へ差出すこと、⑤類族改の厳守の五ヶ条からなる。切支丹・不受不施の禁止から、宗門改を七月に実施すること、また「宗旨御請状之事」などの雛形を示している。この雛形は一般の村民の「宗旨御請状之事」をはじめ、各宗派の僧侶の「且那寺一紙証文」、神道、修験道の「神道葬祭真言宗修検宗宗門改方宗門御改請状之事」など、身分別に藩の郡代所に提出する請状、奥書、帳面が例示されている。

つぎの明和五年（一七六八）二月二日の触は公儀触である。「不宜出家」が諸国を徘徊しているので、秘事邪宗に帰依することはもち

ろん、旅籠屋以外の宿泊を禁止している。安永三年（一七七四）八月一九日の触は、郷中の社男・山伏の宗旨改を今年から寺社役所が直接改めるとしている。

寛政三年（一七九一）九月二日の触も公儀触である。上総・下総国の百姓が不受不施派の伝法を受け信心していた件が発覚し、その禁止を再度通達したものである。不受不施派は日蓮宗の一派で、京都妙覚寺住持の日興を祖とし、不受とは寺や僧侶が他宗からの布施供養を拒否すること、不施とは信者が他宗の寺社や僧侶に布施供養をしないことである。³⁷⁾ 権力者に従わず宗法を第一としたことから、幕府は寛文五年（一六六五）から全国的に不受不施を禁教とし、以後明治初年まで、不受不施派の信者は「内信」といって、かくれ切支丹と同じく信仰を表面に出すことはなかった。不受不施派の主たる勢力地域は、江戸・京都・大坂の三都、安房・下総、備前・備中・美作である。この触に記された上総、下総、そして津山藩が支配する美作も不受不施の信者が多い地域であったため、あえてこの触が「郷中御条目」に選ばれたと考えられる。津山藩の特殊な地域事情である不受不施派については四で詳述する。

文化一三年（一八一六）六月、文政二年（一八一九）二月の触は、ともに一家二宗に関するものである。一家二宗とは複檀家・半檀家とも呼ばれ、家族すべてが同じ檀那寺に属する丸檀家に対して、家族の内に檀那寺の異なるものを含む寺檀関係をいう。これも詳細については四で後述するが、文化一三年には津山藩預所における宗門改帳の一家二宗への対応について、津山藩の大沢又左衛門から幕府勘定奉行の

曲淵景露への問い合わせと、曲淵の返答が記されている。文政二年触は、文化一四年津山藩が一〇万石復帰後に新たに編入された新領地に對して一家二宗を禁止したものである。

天保元年（一八三〇）一二月の触は公儀触で、上方で切支丹宗門の異法を行う者を厳罰に処し、再度キリスト教の禁止を布達している。これは「大坂切支丹一件」と呼ばれた文政一〇年大坂の豊田貢に関する事件を受けてのものと考えられる。貢が中心に行っていた稲荷明神下げという占いを、大坂町奉行所が切支丹として処理し、同一二年一二月に首謀者が処刑された。³⁸⁾ この触はその翌年全国に通達され、津山藩では特に不受不施派の活動を警戒するため選ばれたと思われる。

最後の天保一四年閏九月七日の触は、宗門改帳の不徹底に対する指示である。内容はこれまで宗門改帳の書き損じや書式不備などは、宗旨奉行が付札をして村役人に差し戻し、それぞれで訂正するようになってきた。そのため年々帳面の精度が下がり、当年などは寺名が違っていたり、印鑑の押し忘れ、他寺の印鑑を押すなどの「帳面仕方籠略」になった。このことは非常に不届きであり、今後は書式不備に対して厳罰に処するので入念に点検するよう指示したものである。この触は宗門改制度が確立し、約二〇〇年間継続すると、毎年提出する宗門改帳の作成が粗略になる状況をよく示している。しかし寺名違いや他寺の印鑑を押すなど寺院関係の指摘については、これまでの触にもたびたび登場しているように、この背景に宗教統制の意思もうかがえる。

以上、「郷中御条目」一の宗門改関係の触は、切支丹、不受不施派

の禁止を中心に、宗門改帳の作成や一家二宗の禁止について、津山藩が支配に必要な公儀触を選択して布達したといえる。

2-3 「郷中御条目」―人別改―

つぎに同じ「郷中御条目」一に収録され、宗門改関係の触に続く人別改関係、「一人別出入・牛馬増減 欠落・勘当 久離・帳外」の触について、その概要を分析する。

まず「安永年申」とある安永五年（一七七六）の三ヶ条からなる触である。内容は①大庄屋他村役人の勤務態度について、②村役人に従わない百姓の報告、③人別出入・牛馬増減を厳密に改める指示である。人別出入では、具体的には他領出入、欠落、勘当、久離に関して郡代所へ報告し、帳外の者を村に置かないことを指示している。文中には「取調計二而下方へ達無之か」とあり、実際に領内へ触れた法令が微妙である。

年代が前後するが、延享四年（一七四七）七月二日の触では、「烏散成もの」や出所が不明の者で帳外の者は村内への差し置きを禁止している。しかし出所も確かで村に必要な者は、村役人吟味の上、村の帳面入りを許可するとある。

寛延二年（一七四九）一月一六日の触は、翌年に実施予定の全国一斉の人別改の作成に関する諸注意である。人別改は正月中に実施し、帳面を三月一〇日までに提出するようにとある。また人別改帳・宗門改帳ともに、公儀名・内証名と二つの個人名を記すことを禁止し、村方にて通常の呼び名に統一するよう指示している。ここでは「人別帳

又々々々宗門帳」とあり、村方では人別改帳は六年に一回、宗門改帳は毎年作成していたことがわかる。そして同年一二月の触は、一月法令の再確認であり別紙に雛形を提示している。

宝暦二年（一七六二）九月二四日の触は、人別改帳の辻書が六月中に江戸へ到着するよう改を実施するという短いものである。安永二年（一七七三）四月三日の触は、神職・出家の人別出入は百姓に準じ、そして領内の出入は届出の必要はないが、寺社役所へ引合することとある。また来年は午年人別改なので、「御仕置五人組人別帳」の雛形が提示されている。この「御仕置五人組人別帳」と津山藩の「寺証文帳」と比較すると、五人組の記載、各家の持高が記載されている点が相違している。

天保一四年（一八四三）七月二四日と九月二七日の触は、幕府の人返令とそれに関する津山藩の触である。七月に出された幕府の人返令では、在方の人別改が粗略になっているので、今後は死亡、出生、婚姻、奉公などを詳細に改め、本人の印を取り、出稼や奉公のため期日までに帰村しない場合、代官や領主へ報告するとある。九月の津山藩の触は、「他国他領并他構他村江住居不相成」と、江戸居住の他国者への帰国を指示した幕府の人返令より厳しく、他国や国内の他領、津山藩大庄屋の村組である「構」、そして隣村であっても移住を禁止するものであった。そして新規の家作は自村へ限るとし、支障があれば村柄・持高・受作人数などを取調べて提出するようにとある。

以上、ここでみてきた触は、六年に一回の人別改に関するもの、人返令に関する他所住居の禁止など、すべて人の移動を把握する法令と

いえる。この他、津山藩の人の移動に関する法令は、「郷中御条目」一の奉公に関するもの二一件、「郷中御条目」四の他所行き、四国・西国・伊勢参宮、他所者入り込みなど二六件が確認されるが、本稿では宗門改、人別改の制度変遷に限定するため対象としない。

3 宗門改制度の実態

3-1 宗門改帳の作成

三では、津山藩領の町方、村方において実際にどのように宗門改が実施されていたのか、城下町津山を管轄した町奉行の日記を中心に、宗門改の実態をみていきたい。「町奉行日記」は宝暦四、六、八、一二、明和三、五年（一七五四～一七六八）、計一五年間の八年分、一七五〇～六〇年代を対象とする⁽³⁹⁾。

まず最初に宗門改、人別改帳の作成について流れを追っていくが、史料の性格上、各町で作成した帳面を町奉行所に提出して以降が中心となる。宗門改は毎年事例があり、ほぼ五月に宗旨奉行から案文が提示され宗門改を開始する。町方で宗門改を行い捺印後、七月寺院を集めて印判を捺す。八月町方宗門改帳を宗旨奉行へ提出、宗旨奉行より付紙で修正個所の指示がある。それに従い修正後、合計・奥書をし、再度宗旨奉行へ提出して宗門改に関する町奉行の業務は完了する。

人別改は享保一一年（一七二六）より六年に一回、子午の年のみ全国一斉に実施された。今回の対象時期では、宝暦六、一二、明和五年の三回の事例があり、明和五年の記事で一連の流れを把握できる。日

記によると五月一七日惣町人別改帳を大年寄が持参、一九日人別改帳を平太兵衛と田六が読合をして清書する。二三日惣町人別帳を御用所へ提出し、二八日町在人別帳を郡代が確認し御用番へ提出、六月三日町在人別帳を御社寺所が確認し、大目付より郡代・町奉行へ提出された。津山の町に対して、村での対応はどうであったか。勝北郡新野東村工門部落文書にある明治三年（一八七〇）正月の「定式」によると、生死、婚姻養子、奉公など日常の人の移動は月ごとに改めて、毎月一〇日までに役所に差し出す。正月には具体的な内容は不明であるが「正人前書上」があり、宗門下調帳を三月二〇日限りで作成する。これには二月までの出入りを取調べて記す。そして七月に宗判の呼出があり、寺証文を差出し一連の宗門改の業務が完了する。

表2は西西条、東南条、東北条郡の大庄屋であった中島家の文書に含まれる宗門改帳と寺証文帳の一覧である⁽⁴⁾。寺証文帳は文化八、明治二年における各村の六三点、宗門改帳は文政七、明治二年の郡内の村々をまとめた分が二二点、各村の一点、計三七点ある。この表をみていくと宗門改帳と寺証文帳が同一年代の同一村に存在する場合がいくつかあるが、全体の傾向として寺証文帳は各村で作られ、宗門改帳は大庄屋の管轄する構の村々全体をまとめた場合が多いといえる。

3-2 宗門改帳の保管

先にみたように宗門改帳は町方では年寄から大年寄、町奉行所へ、村方では庄屋から大庄屋、郡代所へと提出された。そして町奉行所、郡代所に集められた宗門改帳は宗旨奉行が保管した。文化七年

表2 中島家文書の宗門帳と寺証文帳

	文書名	作成年月	西暦	分類	地域名
1	中村宗門寺証文帳	文化8年6月	1811	寺証文	中
2	中村宗門寺証文帳	文化8年6月	1811	寺証文	中
3	中村宗門寺証文帳	文化8年6月	1811	寺証文	中
4	大庄屋寺証文取替帳	文化14年7月	1817	寺証文	
5	美作国西北条郡村々宗門御改帳(禪宗)	文政7年7月	1824	宗門帳	村々
6	寅歳西条郡貞永寺村宗門御改帳(真言宗)	天保13年4月	1842	宗門帳	貞永寺
7	竹田村宗門下改帳	天保13年4月	1842	宗門帳	竹田
8	美作国西北条郡西条郡村々宗門御改帳辻目録	弘化2年7月	1845	宗門帳	村々
9	西条郡入村下分寺証文帳	弘化2年7月	1845	寺証文	入
10	美作国西北条郡西条郡村々宗門御改帳(浄土真宗)	弘化2年7月	1845	宗門帳	村々
11	美作国西北条郡村々宗門御改帳(禪宗)	弘化2年7月	1845	宗門帳	村々
12	美作国西条郡(宗門改帳)	嘉永元年7月	1848	宗門帳	村々
13	美作国西北条郡村々宗門御改帳(真言宗)	嘉永3年7月	1850	宗門帳	村々
14	西北条郡市場村宗旨分け寺証文帳	嘉永3年7月	1850	寺証文	市場
15	戌歳藤屋村宗旨分寺証文帳	嘉永3年7月	1850	寺証文	藤屋
16	西条郡入村上分流民寺証文帳	嘉永4年7月	1851	寺証文	入
17	西条郡瀬戸村流民寺証文帳	嘉永4年7月	1851	寺証文	瀬戸
18	西条郡瀬戸村流民寺証文帳	嘉永6年7月	1852	寺証文	瀬戸
19	西条郡入村流民寺証文帳(日蓮宗)	嘉永6年7月	1852	寺証文	入
20	寅歳和田村宗旨分寺証文帳	嘉永7年7月	1853	寺証文	和田
21	寅歳香々美村宗旨分寺証文帳	嘉永7年7月	1853	寺証文	香々美
22	寅歳下森原村寺証文帳	嘉永7年7月	1853	寺証文	下森原
23	寅歳瀬戸村寺証文帳	嘉永7年7月	1853	寺証文	瀬戸
24	寅歳入村下分寺証文帳(真言宗・日蓮宗)	嘉永7年7月	1853	寺証文	入
25	寅歳小座村下分寺証文帳	嘉永7年7月	1853	寺証文	小座
26	寅歳小座村上分寺証文帳	嘉永7年7月	1853	寺証文	小座
27	寅歳入村上分寺証文帳	嘉永7年7月	1853	寺証文	入
28	寅歳藤屋村宗旨分寺証文帳	嘉永7年7月	1853	寺証文	藤屋
29	西条郡土居村寺証文帳	嘉永7年7月	1853	寺証文	土居
30	西条郡貞永寺村寺証文帳	嘉永7年7月	1853	寺証文	貞永寺
31	西条郡下森原村宗門御改帳(日蓮宗)	安政2年4月	1855	宗門帳	下森原
32	西条郡貞永寺村寺証文帳	安政2年7月	1855	寺証文	貞永寺
33	美作国西北条郡西条郡村々宗門御改帳(天台宗)	安政2年7月	1855	宗門帳	村々
34	美作国西条郡貞永寺村宗門御改帳(浄土真宗)	安政2年7月	1855	宗門帳	貞永寺
35	美作国西北条郡藤屋村宗門御改帳(浄土宗)	安政2年7月	1855	宗門帳	藤屋
36	美作国西北条郡西条郡村々宗門御改帳(日蓮宗)	安政2年7月	1855	宗門帳	村々
37	西条郡馬場村寺証文帳(真言宗)	安政2年7月	1855	寺証文	馬場
38	美作国西北条郡西条郡村々宗門御改帳(真言宗)	安政2年7月	1855	宗門帳	村々
39	美作国西北条郡藤屋村宗門御改帳(禪宗)	安政2年7月	1855	宗門帳	藤屋
40	美作国西北条郡西条郡村々宗門御改帳辻目録	安政2年7月	1855	宗門帳	村々
41	美作国西北条郡西条郡村々宗門御改帳	万延元年7月	1860	宗門帳	村々
42	和田村天台宗寺証文帳	文久元年4月	1861	寺証文	和田
43	和田村真言宗寺証文帳	文久元年4月	1861	寺証文	和田
44	西条郡小座村上分寺証文帳	文久元年7月	1861	寺証文	小座
45	美作国西条郡貞永寺村宗門御改帳(浄土真宗)	文久元年7月	1861	宗門帳	貞永寺
46	美作国西北条郡藤屋村宗門御改帳(禪宗)	文久元年7月	1861	宗門帳	藤屋
47	美作国西北条郡藤屋村宗門御改帳(浄土宗)	文久元年7月	1861	宗門帳	藤屋
48	美作国西北条郡西条郡村々宗門御改帳(天台宗)	文久元年7月	1861	宗門帳	村々
49	西条郡村々日蓮宗寺証文帳(天台宗)	文久元年7月	1861	寺証文	村々
50	西条郡瀬戸村寺証文帳	文久元年7月	1861	寺証文	瀬戸
51	美作国西北条郡西条郡村々宗門御改帳辻目録	文久元年7月	1861	宗門帳	村々
52	西条郡塚谷村寺証文帳	文久元年7月	1861	寺証文	貞永寺
53	西条郡土居村下分寺証文帳	文久元年7月	1861	寺証文	土居
54	西条郡土居村上分寺証文帳	文久元年7月	1861	寺証文	土居

	文書名	作成年月	西暦	分類	地域名
55	西歳藤屋村宗旨分寺証文帳	文久元年7月	1861	寺証文	藤屋
56	西西条郡小座村下分真言宗寺証文帳	文久元年7月	1861	寺証文	小座
57	西西条郡馬場村寺証文帳	文久元年7月	1861	寺証文	馬場
58	香々美中村真言宗天台宗日蓮宗寺証文帳	文久元年7月	1861	寺証文	香々美
59	西西条郡入村下分真言宗寺証文帳	文久元年7月	1861	寺証文	入
60	西西条郡入村上分寺証文帳(真言宗日蓮宗)	文久元年7月	1861	寺証文	入
61	西歳下森原村寺証文帳	文久元年7月	1861	寺証文	下森原
62	西西条郡上森原村寺証文帳	文久元年7月	1861	寺証文	上森原
63	美作国西北条郡西西条郡村々宗門御改帳(日蓮宗)	文久元年7月	1861	宗門帳	村々
64	美作国西北条郡西西条郡村々宗門御改帳	文久2年7月	1862	宗門帳	村々
65	美作国西北条郡西西条郡村々宗門御改帳目録	文久2年7月	1862	宗門帳	村々
66	美作国西北条郡西西条郡村々宗門御改帳(真言宗)	文久3年7月	1863	宗門帳	村々
67	美作国西北条郡西西条郡村々宗門御改帳(天台宗)	文久3年7月	1863	宗門帳	村々
68	美作国西北条郡西西条郡村々宗門御改帳(日蓮宗)	文久3年7月	1863	宗門帳	村々
69	美作国西西条郡貞永寺村宗門御改帳(浄土真宗)	文久3年7月	1863	宗門帳	貞永寺
70	美作国西北条郡藤屋村宗門御改帳(浄土宗)	文久3年7月	1863	宗門帳	藤屋
71	美作国西北条郡藤屋村宗門御改帳(禅宗)	文久3年7月	1863	宗門帳	藤屋
72	美作国西北条郡西西条郡村々宗門御改帳目録	文久3年7月	1863	宗門帳	村々
73	西西条郡瀬戸村寺証文帳	元治元年	1864	寺証文	瀬戸
74	東南条郡東一宮村里方上組寺証文帳	慶応元年6月	1865	寺証文	東一宮
75	東北条郡上横野村奥谷分寺証文帳	慶応元年7月	1865	寺証文	上横野
76	東北条郡上横野村下分寺証文帳	慶応元年7月	1865	寺証文	上横野
77	東南条郡太田村寺証文帳(浄土宗)	慶応元年7月	1865	寺証文	太田
78	美作国西西条郡貞永寺村宗門御改帳(浄土真宗)	慶応元年7月	1865	宗門帳	貞永寺
79	美作国東南条郡東北条郡西北条郡村々宗門御改帳目録	慶応元年7月	1865	宗門帳	村々
80	東北条郡上横野村奥谷分寺証文帳	慶応元年7月	1865	寺証文	上横野
81	西北条郡西一宮村寺証文帳(天台宗)	慶応元年7月	1865	寺証文	西一宮
82	美作国西北条郡西西条郡村々宗門御改帳	慶応2年7月	1866	宗門帳	村々
83	卯歳土居村上分寺証文帳	慶応3年7月	1867	寺証文	土居
84	原村真言宗浄土真宗寺証文帳	慶応3年7月	1867	寺証文	原
85	卯歳高山村寺証文帳	慶応3年7月	1867	寺証文	高山
86	卯歳二ノ宮村流民人別御改帳	慶応3年7月	1867	流民	二ノ宮
87	卯歳河本村寺証文帳	慶応3年7月	1867	寺証文	河本
88	西西条郡土居村下分寺証文帳	慶応3年7月	1867	寺証文	土居
89	西西条郡神戸村寺証文帳	慶応3年7月	1867	寺証文	神戸
90	新森原村天台宗真言宗禅宗浄土宗日蓮宗寺証文帳	慶応3年7月	1867	寺証文	新森原
91	卯歳二ノ宮村寺証文帳	慶応3年7月	1867	寺証文	二ノ宮
92	卯歳院庄村寺証文帳	慶応3年7月	1867	寺証文	院庄
93	西西条郡神戸村神道葬祭証文帳	慶応4年7月	1868	寺証文	神戸
94	西西条郡貞永寺村寺証文帳	慶応4年7月	1868	寺証文	貞永寺
95	辰歳高山村流民人数御改帳	慶応4年7月	1868	流民	高山
96	辰歳西西条郡土居村上分寺証文帳	慶応4年7月	1868	寺証文	土居
97	西西条郡下森原村神道葬祭証文帳	明治2年7月	1869	寺証文	下森原
98	西西条郡馬場村神道葬祭証文帳	明治2年7月	1869	寺証文	馬場
99	西西条郡土居村神道葬祭証文帳	明治2年7月	1869	寺証文	土居
100	西西条郡貞永寺村寺証文帳	明治2年7月	1869	寺証文	貞永寺
101	西西条郡和田村流民宗門御改帳	明治2年7月	1869	宗門帳	和田
102	西西条郡瀬戸村流民宗門御改帳	明治2年7月	1869	宗門帳	瀬戸

出典：国文学研究資料館所蔵「美作国西北条郡西一宮村中島家文書」

(二八一〇) 八月五日「勘定奉行日記」に「白土槽ニ有之候宗旨奉行御用箱損有之候付、取締候様大目付申聞、其段作事方江申達之」とある。⁽⁴²⁾津山城の白土槽にある宗旨奉行の御用箱が破損したので修復したいとあり、宗旨奉行の管理する宗門改関係の書類は、津山城の天守の北東、二の丸の白土槽に保管されていたことがわかる。槽の文書は享和二年(一八〇二)六月二日「勘定奉行日記」によると「白土槽長柄槽近々風入有之候」と「風入」を行い、文書を保管した。⁽⁴³⁾また保管された文書は必要な際に利用されていたことがわかる。宗門奉行の事例ではないが、寛政七年(一七九五)七月三日に「御天守有之候様慶長九年検地帳、郡代三浦十郎左衛門江貸渡可申旨、大目付申聞候事」とあり、天守に保管されていた慶長九年(一六〇四)の検地帳を郡代へ貸し出したとある。⁽⁴⁴⁾

他藩でも、山崎一郎が萩藩の上勘所役所を中心にした槽での文書保管について分析している。⁽⁴⁵⁾役所で利用された文書は、一定期間をへるとそれぞれ役所へ割り当てられた槽に保管され、役所の蔵と同等に扱われていたとする。また今治藩の『今治拾遺』には、享保五年(一七二〇)九月一日、宗門改帳と郷村地平シ帳二九冊が大坂江戸堀頓田屋八右衛門前に捨てられる事件が発生し、郡奉行、町奉行、売買に関わった町人らが処罰されている。⁽⁴⁶⁾このように膨大に作成される宗門改帳が藩に提出された後の保管・利用・廃棄については、史料管理学の視点から検討が必要である。

3-3 切支丹類族の監視

「町奉行日記」のなかで宗門改、人別改に続いて多いのが切支丹類族の監視である。貞享四年(一六八七)六月二日、幕府は切支丹類族改を制度化し、切支丹本人、転切支丹、本人同然、類族と切支丹の家族、子孫を分類した。男系五代、女系三代にわたり、移動と生死を毎年七月と二月に報告させ、死亡の際には宗門改役が検死する内容であった。さらに元禄八年(一六九五)には移住を原則的に禁止し、離婚・旅行なども規制され、そして七月と一月の晦日に本人が生存を報告する無事届を提出するようになった。⁽⁴⁷⁾

つぎの史料は明和四年(一七六七)二月二五日、古切支丹笹屋はるの類族である津山西新町のつたが死亡した際の届け出に関するものである。⁽⁴⁸⁾

西新町高松屋平兵衛借家ニ罷有候、笹屋類族本人同然伊兵衛孫岩娘つた当亥八十七歳、近年左裏致罷削候処、十日以前々痰気相煩和道河部周益針医吉武并掛療治養生不相叶、今日巳ノ下刻病死致し候旨届出、一学殿并大御目付渡部惣馬江届手紙遣ス、御使番井上弥兵衛宗旨奉行村井六之進死骸改済、林田長松寺火葬

古切支丹笹屋はるは林田町の商人太郎兵衛の妻で、正保二年(一六四五)に切支丹であることが発覚し切支丹籠に入牢する。一時出牢したが、訴人の訴えにより再度入牢、その後五七年間、元禄一六年(一七〇三)五月二六日九一歳で死亡するまで切支丹籠に入れられていた。⁽⁴⁹⁾このはるの二男が伊兵衛で、その曾孫がこのつたである。

じつはこの記事の前年一〇月に幕府の類族改の届に関する法令が改正され、本人同然の場合には日記のように検使を派遣し病死を確認することになった。しかしつたは類族であり、本来はこの改正は適用されないが、津山藩は幕府の法令より嚴重に対応しているといえる。

4 一家二宗の禁止

4-1 津山藩預所における一家内宗旨違

ここでは一家二宗の禁止について、津山藩預所と京町国屋の二つの事例から、津山藩の宗門改制度の目的、どのような地域情報を把握していたのか探ってみよう。2-2で先述の通り、一家二宗とは複檀家・半檀家とも呼ばれ、家族全員が同じ檀那寺に属する丸檀家に対して、家族の内に檀那寺の異なるものを含む寺檀関係をいう。民俗学の研究によると、宗門改帳の記載では一七世紀後半から一八世紀にかけて、地域的には関東から九州の広範囲に存在していたとある。近世前期、寺側の檀家確定の要求や、藩側の一家一寺令によって減少する傾向にあるとされている⁵¹⁾。

朴澤直秀によると、一家一寺制は寺檀制度の成立当初は幕府主導ではなく、在地で生じた寺檀関係整理の動きや混乱、宗門改の円滑化のための方策として法令が出され、幕府は文政期に至ってはじめて一家一寺制が筋合いであると読みとれる法令を発したとしている⁵²⁾。また森本一彦は出羽国村山郡山家村を例に、複檀家から一家一寺制への移行は徐々にみられ、結果的に支配者や村からの要請によって貫徹した

とし、村側からは事務処理の混雑を理由に宗門改帳の記載における一家一寺を要請したとしている⁵³⁾。

津山藩に関しては、2-2で先述した「郷中御条目」のなかに、一家二宗の禁止に関する文化一三年（一八一六）六月の興味深い史料がある⁵⁴⁾。

御名御預所村々差出候宗門帳之内、一家内江宗旨違・寺違等之者有之、右者養子并嫁之実家おゐて、養方之宗門ニ相成候義不承知と申二者無之、実方之旦那寺不差放候故、無余義其俣相成居候義ニ而、村役人手前ニ而者取調ニ手数相懸、及迷惑候趣御座候、右之通一家内二宗旨違有之候者、御奉行所ニおゐてハ御構無之義ニ候哉、若又御構無之候共、養家為致相続、実方之宗旨相用候筋違之義ニも被存候間、嫁・養子引受候方、宗旨違不相好、実方江懸合候而も、実方之旦那寺不差放候趣願出候ハ、双方御預所内ニ候得者不及申、他支配私領ニ候共、夫々役場江懸合之上ニ而も、実方之旦那寺不差放候ハ、嫁養子引受候者之願御預役所江引受相候候ハ、願人差出不申候共、御間届之上夫々之支配江御達御座候様二者不相成義ニ御座候哉、右離且不承知申立候内二者、実家相続可致者を他江遣し、右之者を不差放類も相聞候得共、何共一家及断絶候を好候者者無之候得共、致相統程之株式も無之、無余義他之相続いたし候へハ、旦那寺之勝手而已申立、不差放候者筋違候哉ニ被存候、其上末子末女等不差放候者、弥寺院之勝手俣被存候間、此段奉伺候様、彼地役人共今申越候、以上

松平御名

大沢又左衛門

文化十三年六月

同年七月十三日 曲淵甲斐守殿御下知

書面養子ニ罷成候者、実方旦那寺宗判受候義者不相成事候、嫁養娘等も同様之義ニ候得共、相對之上者格別ニ付、其心得を以取計、他支配他領江拘り候節、其時々取計方可被相伺候、以上

子七月

この史料には、文化一三年六月、津山藩が管轄していた幕府領預所の宗門改帳の一家二宗（「一家内江宗旨違・寺違等之者有之」）への対応について、津山藩の大沢又左衛門から幕府勘定奉行の曲淵景露への問い合わせと、曲淵の返答が記されている。文末の「此段奉伺候様、彼地役人共申越候」という一文から、この史料は預所の村役人から津山藩の役人に対して提出された願書である。その内容はつぎのように要約できる。①津山藩預所の宗門改帳に一家内宗旨違がある、②宗旨替を実家は承知しているが、寺が離且を不承知、③村役人の取調に手数がかかり迷惑、幕府での宗旨違いの対応について問い合わせ、④宗旨違の件で問題が発生した場合の他領への対応について、⑤離且不承知の理由は実家相続者の不在とあるが、実家相続が難しく養子とになっている、⑥相続者のいる末子の場合でも離且不承知があり、寺の勝手が主たる理由といえる。

この問い合わせに対して曲淵の回答は、①養子・嫁・養娘に関わら

ず実家の宗判を受けることは禁止、②他領の場合は時々に応じて対応するようにとある。ここから読みとれることは、津山藩は幕府領預所における一家二宗について、主たる原因は宗旨を放たない寺側の「勝手」な意思、行動にあると位置づけ、同じく幕府も一家二宗に関して禁止とし、津山藩の政策を容認している。朴澤の指摘する局所的な幕府の対応の例といえる。⁵⁶⁾

つぎの史料は文化一四年（一八一七）一〇万石復帰後に編入された新領地へ出された文政二年（二八一九）二月の触である。⁵⁶⁾ 津山藩は、將軍家齊の養子齊民を迎え文化一四年一〇万石に復活した。

一家二宗不相成義者、従前々之御法候処、問々心得違候もの有之趣相聞候付、急度遂吟味候様先達而相違候、依之一家二宗之もの吟味之上、夫々寺院江及懸合候得共、一家及断絶候ものハ、放手形不差出類有之様申出候、右者寺院心得違之事ニ付、早々放手形差出候様寺院得被仰付候間、村役人々夫々寺院江懸合、放手形取之、夫々江相渡、其段来る十日迄之内可申出候、尤他江養子養女嫁等に差遣、又者役介ニ遣候もの、其ため一家及断絶候類者、以来猥ニ村方人別相除申間敷候、併実々無余義訳も有之候分ハ、其節可申出、吟味之上可及差図事

この内容はつぎのように要約できる。①一家二宗の禁止は前々よりの「御法」であったが心得違いの者がある、②一家が断絶するので放手形を出さないのは寺の心得違である、③村役人は一〇日間で寺に掛

け合い手形を取ること、④一家断絶を引き起こす養子や嫁取の場合は、村方人別から除かないこと、⑤④の事例で理由がある際は申し出て吟味を受けること、とある。

ここでは、津山藩における一家二宗の禁止は以前からの法令であり、今回新領地となった地域へ再布達している。原因は一家断絶するといふ理由で、宗門を放たない寺側の「心得違」であり、一家断絶対策として村側にも人別放の際の改善を求めている。津山藩は以前からの領地を含め、新領地の編入地域、先にみた幕府領預所まで、寺側の「勝手」「心得違」を原因とする同じ論理を用い、一家二宗の禁止を徹底しようとする意思を読みとることができる。

4-2 京町国屋の宗旨違

つぎに具体的に一家二宗の内容が判明する事例を分析したい。「町奉行日記」の明和三年（一七六六）六、七月には、城下町津山の京町国屋忠八の一件がつぎのように記される。⁵⁷⁾

六月二三日

京町国屋権兵衛権兵衛代々真言宗西寺町福泉寺旦那二候処、去西七月同人病死忤当人忠八ハ妙法寺旦那心願故法華宗二志家内ハ真言宗、併去歳宗帳面違候ニ付断書出る両寺共宗門手形之儀ハ承知之由之文段之、則日宗門奉行中へ平井半平、村井右之儀当否申談置候

七月六日

京町国屋忠八一条ニ付半井半平村山平学江罷越、一家ニ別宗之儀養子嫁之儀養家之宗旨之儀外役介ハ其処有之而ハ格別之儀、先年御用番ハ内膳殿月番ハ村山平学宗旨奉行者隅田族磯野平太町奉行ハ鈴木喜右衛門郡代ハ井上弥兵衛、右一家別宗之儀ニ付先役分段々之持寄申達候処決着不付候、今般忠八儀ニ付町奉行三平分間合御座候ハ、其訳御座候儀ニと存候、然ルを養子ハ養家之宗旨可為事一統大法と御座候儀、当役筋江も其旨被仰聞事、右先年各様御場合ニても御不決之儀を国屋儀ニ付改宗難成と被仰御大法と「」決候ハ、御家中上下ニも養家宗旨を改メ候面々有之候、何分「」来之御形役筋之義心得申度旨被仰達可被下候段、申談候由同役筋へ返達被申聞候

一大年寄とも今国屋忠八へ右之心得ニ而可然為申聞置候様含メ候

七月一三日

今晚村山平学へ国屋一条ニ付存寄両端ニ而可申達候罷越候処、何之方今も被申達候義有之由ニ而、其節宗旨奉行中江も申達之有之引続キ拙者江も被申聞候国屋儀ニ付急度大御目付中分被申達候と申儀ニハ無之、拙者共場合ニ而大年寄共江申渡候意ニ而、右之忠八兼而養子ニ参当時其家相続人候得者、家之宗旨可相用儀相決候事ニて、然ルを是迄用来ル候迎真言宗之養家相続之身として、日蓮宗可相用旨断出候事可取上筋も無之、且此間相聞候ハ権兵衛娘を帳面之当人ニ出し候へハ忠八儀ハ「」役介之者ニ成候由、

此等之儀甚難心得左様致候而者町奉行も宗門奉行も通りものになり、大目付之場も通りものに成候と申二而不相濟候、旁養子之身にてハ養家之宗旨を可用事二候、夫共相用にていつれニても其家相統之者を建可申二候及難洪候て其旨申出候様ニ被申聞候、委細奉承知引取宗門奉行中江「 」申通し置玉置忠兵衛呼出シ其旨申渡ス、尤先町奉行鈴木喜右衛門先那代井上弥三兵衛、宝曆四戌六月十六日宗旨奉行隅田族磯野平太今申聞之儀ニ付、兩人より其時大御目付村山平八を以御用処へ御窺申上候訳日記に有之候、尤此度忠八断書ハ無取上

七月一日

国屋一条大年寄へ申渡候旨大御目付中へ申遣

七月一日

国屋忠八日蓮宗を放れ福泉寺日那二相成権兵衛与改号仕候由申出

この事例を要約するとつぎのようになる。①京町国屋権兵衛は西寺町真言宗福泉寺の旦那であったが、昨年七月に病死した。②養子であった悴の忠八は実は西寺町妙法寺の旦那、「心願故法華宗二志」ており、一家二宗の状態であった。③去年の宗門改帳に宗旨が相違しているとの断書があり、両寺とも宗門手形は承知していた。④一家二宗については宝暦四年に町奉行・郡代・宗門奉行で相談したが決着せず、⑤今回大目付の見解として、養子は「養家之宗旨可為事一統大法」なので

大年寄より忠八に改宗するよう命じる、⑥一家二宗を隠すためか、宗旨改帳に権兵衛娘を「帳面之当人」忠八を「役介」としたのは不届きである。⑦忠八、日蓮宗を離れ真言宗となり、名前も権兵衛と改名する。忠八は真言宗の養家に養子にきたが、「心願」によつて法華宗を宗旨替せず、養父の死亡をきっかけにして、一家二宗が問題化した。その後、藩の申渡により、忠八は権兵衛と改名し、改宗した。

4-3 津山藩の不受不施派

この国屋忠八の「心願故法華宗二志」という文言に、実はこの事件の真相があるように思われる。忠八の旦那寺であった妙法寺は、不受不施派であったが寛文期に転派している。⁵⁸ 2-2でも先述したように津山藩では不受不施派禁教後も、内信組織を中心に信仰が続いていた。禁教当初、寛文一〇年頃の森家時代の津山藩では、宗旨別の人数が判明する。⁵⁹ 全体一九万人の内、六割を占める真言宗一一人、つぎに一五%の天台宗二万五千人、一〇%の禅宗二万人、不受布施を含む日蓮宗は九%一万七千人である。その他、浄土、浄土真宗が、いずれも五%程度である。

この国屋の事件の一三年前、宝暦三年（一七五三）冬、津山で内信組織が摘発された。⁶⁰ 不受不施僧をかくまい内信していた町人の吟味が実施され、一〇月二十九日津山出身の不受不施出家日是が入牢、一月一日町奉行が謹慎、戸川町三輪屋伊助父子二人、家主下紺屋町大庭屋九右衛門妻子五人が追放闕所、戸川町年寄が罷免となった。また日是の所持金一貫三二〇匁、大庭・三輪屋の闕所金一貫三四三匁計

二貫六三匁が没収された。日皇は宝暦七年三月九日牢死している。宝暦五年には不受不施派の法立である宗七が摘発され、宝暦七年磔刑となった。この時期、隣藩岡山藩でも内信が発覚している。宝暦三年平井村高森の不受不施派祖日奥の碑建立を契機に、備前国全体で二万三千人の内信者を検挙している。⁽⁶¹⁾

このような事例から国屋忠八も「心願」という意思で法華宗を転宗しなかったため、不受不施派であった可能性が高い。おそらく津山藩の町奉行をはじめ藩の役人も気づいていたが、宝暦三年の摘発のような事態になると、自分たちも責任が問われるため穏便に済ませたと考えられる。この後も天保九年（一八三八）に不受不施派を弾圧した天保法難が起こり、責任を取って津山藩家老や家臣が処罰されている。また白川日題派の本拠地が津山藩領の瀬戸へ移動するなど、近世を通じて不受不施派は内信を中心に活動をしていく。⁽⁶²⁾

おわりに

本稿では、藩における地域情報の把握の変化という視点から、津山藩の宗門改制度を分析対象とした。まず1では、津山藩領が含まれる美作国内の宗門改帳の記載形式を分析し、津山藩は他領と比較して石高・牛馬・女房の名前などの記載が無く「寺証文帳」という文書名であったことが判明した。つぎに2では津山藩森・松平時代を通じて、宗門改、人別改の法令の変遷、3では津山町奉行の行政である宗門改、人別改、類族の監視の実態について分析した。それらをうけて4では、津山藩

の宗門改制度は一家二宗の禁止、不受不施派を取り締まる目的であったことをあきらかにした。

この特徴から津山藩の宗門改は、近世を通じて宗教統制を主たる目的とした制度であったといえる。一家二宗の禁止は領民に対して個人的意思により宗旨決定する「志」の排除を意図していた。また寺院に対して離且不承知という手法で且那を固定する「勝手」の排除を意図していた。その背景には、不受不施派の脅威、内信組織を中心に近世中期以降も活動、発覚する地域であったこと、また藩の意志に沿わない宗教勢力（寺院・信徒）を統制するためであったといえる。幕府により創設された寺請制度のなかで、領民・寺院の意思を排除し機械的に宗旨変更される社会の徹底化が図られたといえる。これは津山藩の宗門改帳の表題が「寺証文帳」であり、記載事項に石高などが無いことなど、領民の家を相続していくということに重点を置かず、宗教統制に主を置く藩の政策と連動している。

では津山藩は人や家をどう把握していたのか。じつは津山藩、美作国は近世後期に人口が減少した西日本では数少ない地域であり、人口増加・家の存続が重要な課題であった。城下町津山に限っても松平氏入封直後の元禄一一年には一万六五七九人であったが、天保飢饉後の天保一一年には六四〇四人と四割以下となっている。このようななかで寛政四年（一七九二）六月二日「町奉行日記」には「郷中出生近年減少ニ付取調取斗方相伺候」として、三歳以下を別に改めようと画策したが繁勞という理由で中止している。⁽⁶³⁾ 安永七年（一七七八）二月二八日「郡代日記」には「御減地以後郷中人別之増減相考書付可指出

候旨、与兵衛殿被仰聞候二付、七年ふり人別改帳相調候而申出申達」と、五万石に減少後の人口増減を知るために七年ふりの人別改を実施する⁶⁴とある。津山藩では出生減少、農民欠落に基づく人口減少が大きな課題となった。

出生減少の直接の対策として出産の監視と新生児の養育、いわゆる赤子養育制度を実施した。宝暦六年（一七五六）「生児養育二付御達」が出され墮胎間引きの禁止、天明元年（一七八一）には「赤子間引取締方申渡」として、懐胎、出産取締を厳しくし、懐胎を月々改め届け出る方法がとられた。沢山美果子によると『民事慣例類集』のなかで懐胎、出産取締が行われたのは東北、九州以外では、津山藩が唯一の事例という⁶⁵。

また農民欠落による農村建て直しのため、寛政元年（一七八九）郷中取締に関する郡代の廻村が始まった⁶⁶。近世中期以降、年貢未納の百姓が増加し「絶人」という遊民となる。その遊民を取り締まるための廻村である。廻村では郡代が現状を把握し、直接農民を指導していく体制をとっている。廻村は「追々大庄屋共江宗門帳調印二而、百姓不残呼出之序も御座候付、出郷仕可申聞奉存候間」と宗門改の押印の際に実施されていた。

享和元年（一八〇一）には郡代配下佐藤郷左衛門によって「郷中締方考書」が提出され、後に藩の農政の基本として採用される⁶⁷。ここでは農民実態の把握のため、つぎの項目を対象とした基本台帳を作ることとなった。

一 高何程 当作田方何程宛 畑方何程宛 何村誰 家内何人
此年貢米何程 家内不残名年 下男下女名年

ここでは「寺証文帳」では把握されなかった持高、田畑別当作石高、年貢米の生産力指数が把握されている。

このように津山藩では、宗門改制度では把握しきれない地域情報である人・家の把握、人口減少・農村荒廃に対しては、赤子養育制度、郡代廻村、石高の把握など個別の政策を実施していた。宗門改制度は、一家二宗や不受不施派などの地域情報の把握、寺院や宗教統制を目的としていたといえる。津山藩は特に不受不施派の脅威が継続し、また人口減少、農村荒廃が他藩に比べて急激に進むなか、このような背景のなかで宗門改制度が形成、維持されていったといえる。

追記 本稿の基礎になったのは二〇〇一年六月一七日岡山地方史研究会例会にて報告した内容である。参加者の方から有益な御意見をいただいた、ここに記して感謝申し上げます。なお本稿は二〇〇七～二〇一〇年度、JSPS KAKENHI19203018（基盤研究（A））「近代移行期における地域情報とその蓄積過程に関する比較制度研究」（研究代表者村山聡）の研究成果の一部である。

【注】

（一）すでに近世において、慶応二年（一八六六）大倉儀本「校正地方凡例録」

- 八に、「宗門改ノ儀、日本中何方ニテモ人別帳ト云モノアリ」尤国所によりて帳面の振合違あり」と、日本全国の宗門改の実施と、各地における帳面の記載方法の違いを指摘している(滝本誠一編『日本経済叢』巻三一、日本経済叢書刊行会、一九一六年、四五七頁)。
- (2) Higashi noboru, Religious registration in pre-modern Japan, European Social Science History Conference 5,2004, 24-27 March, Berlin, Germany
- (3) 水本邦彦『徳川の国家デザイン』小学館、二〇〇八年、一〇～一一頁。
- (4) 久留島浩「百姓と村の変質」(『日本通史』近世五、岩波書店、一九九五年、七一～一〇頁)。
- (5) たとえば岩田みゆきの「村方情報」の定義が参考となるが、村方に限定しない、領主行政も含むなど相違している。同「村方情報の主体と継承—寛延四年豆州江梨村における名主交代事件の語るもの—」(『歴史と民俗』一二、一九九五年、再取『幕末の情報と社会変革』吉川弘文館、二〇〇一年、四三～五八頁)。
- (6) 東昇「近世村落行政における地域情報と庄屋日記—肥後国天草郡高浜村上田家を事例に—」(松原弘宣・水本邦彦編『日本史における情報伝達』創風社出版、二〇一二年、一八八～二二三頁)。
- (7) 東昇「藩の産物調査と土産・名物・献上」(水本邦彦編『環境の日本史 四人々の営みと近世の自然』吉川弘文館、二〇一二年、二二三頁～二四五頁)。
- (8) 松浦昭「史料『宗門改帳』研究序説」(『神戸商科大学創立七十周年記念論文集』、二〇〇〇年、一～一五頁)。同「支配形態と宗門改帳表題名」(『国民経済雑誌』一八九(一)、二〇〇四年、一～一九頁)。同「支配形態と宗門改帳記載—越前国を中心として」(『商大論集』六〇(四)、二〇〇九年、一二五～一四〇頁)、森本一彦「宗門人別帳の記載様式に関する一試論」(『生活文化』三九、二〇〇一年、六三～七三頁)。同「近世初期における宗門改帳の記載様式—美濃国安八郡楡俣村の事例」(『日本研究』二四、二〇〇二年、五五～八五頁)。
- (9) 神谷智「人的移動」の把握と宗門改帳—尾張藩を事例として—(『戸籍と身分登録』早稲田大学出版部、一九九六年、一一四～一四五頁)。
- (10) 東昇「宗門改帳の作成—岡山藩の宗門改帳の変遷—」(『岡山地方史研究』八二、一九九七年、一～一〇頁)。
- (11) 倉地克直「近世後期の農民家族—美作国勝南郡高下村の場合—」(『岡山地方史研究』七六、一九九四年、二～一六頁)。妻鹿淳子「美作国行延村の「宗門人別帳」より見た家族」(『岡山地方史研究』七六、一九九四年、一七～二七頁)。安東靖雄「作州農村の株内について」(『岡山地方史研究』九四、二〇〇〇年、一～二二頁)。
- (12) 磯田道史「津山藩領山北村の足軽・中間奉公」(『日本研究』二四、二〇〇二年、八七～一〇九頁)。村山聡「記録された世帯とイメージされる家族—地域科学としての比較史料学研究—」(Eurasian Project on Population and Family History, WORKING PAPER SERIES 9, 1999)。
- (13) 大竹秀男「江戸時代前期人別改考」(東北大学『法学』三〇一一、一九六六年、一～五一頁)。
- (14) 速水融「歴史人口学の世界」岩波書店、一九九七年他。
- (15) 木村礎編『旧高田領取調帳』中国・四国編、近藤出版社、一九七八年。美作国全体で二六万四五三三石、石高の多い順に名前をあげると、津山藩九万八五七七石、幕府領七万六一〇石、勝山藩三万三三〇一石、沼田藩一万四一六石、明石藩九八五七石、土浦藩八六一八石、鶴田藩八三二五石、古河藩八一一二石、挙母藩五〇五六石、竜野藩二四六一石である。
- (16) 中和村誌編纂委員会編『中和村史』、一九七五年、五二二頁。
- (17) 前掲『中和村史』、五一～五頁。
- (18) 前掲『中和村史』、五四～二頁。
- (19) 勝山町史編纂委員会編『勝山町史』前編、一九七四年、四〇三頁。
- (20) 前掲『勝山町史』前編、三九一頁。
- (21) 前掲『中和村史』、四七一頁。
- (22) 山崎節治編『富村郷土史』、一九六六年、一一九頁。
- (23) 石田清編『勝田郡公文村誌』、一九七八年、四五頁。

- (24) 岡山県英田郡東粟倉村編『東粟倉村史』、一九七九年、二三八～二三九頁。
- (25) この事例については、肥後国天草郡高浜村、寛政八年三月「辰歳宗旨御改影踏帳」（天草市上田陶石合資会社所蔵、上田家文書七一―四）、陸奥国伊達郡白根村、天保二年二月「当丑宗門人別持高御改帳」（福島県史）九、資料編四、一九六五年、七一〇～七二六頁）、武蔵国荏原郡下丸子村、寛政二二年三月「申宗門人別帳」（『天田区史』）資料編、平川家文書三、一九七七年、二二三頁）など、一八世紀末以降の全国各地の幕府領で統一されている。
- (26) 『角川日本地名大辞典』三三岡山県、角川書店、一九八九年、一〇〇九～一〇一〇頁。
- (27) 前掲『中和村史』、四六四、四七一、五一二、五一三、四九六頁。
- (28) 岡山県史編纂委員会編『岡山県史』津山藩文書（以下『津山藩文書』と略す）、「郷中御条目」六、一九八一年、八一九頁。
- (29) 岡山県史編纂委員会編『岡山県史』二七近世編纂物、「美作一國鏡」、九一七頁。
- (30) 清水絃一「キリシタン禁制史」教育社、一九八一年、一八四～一八五頁。
- (31) 前掲『キリシタン禁制史』、一八六頁。
- (32) 「作州記」『吉備群書集成』二、吉備群書集成刊行会、一九二二年（復刊、歴史図書社、一九七〇年、一九一～二三頁）。
- (33) 津山市史編さん委員会編『津山市史』三、近世Ⅱ、一九九五年、一五七、二五二頁。
- (34) 『津山藩文書』、「町中御仕置条目」、五四一頁。
- (35) 『津山藩文書』、「解説」、五九頁。
- (36) 『津山藩文書』、「郷中御条目」一、五五八～五六六頁。
- (37) 藤井學「江戸幕府の宗教統制」（『日本歴史』近世三、岩波書店、一九六三年、一三六～一三七頁）。
- (38) 大橋幸泰「文政期京坂「切支丹」考―異端研究序説―」（『日本歴史』六六四、吉川弘文館、二〇〇三年、三八～五七頁）。
- (39) 津山郷土博物館紀要『津山松平藩町奉行日記』（以下『町奉行日記』

- と略す）一～四、一九九二～一九九六年。
- (40) 勝北町教育委員会編『勝北町史』、一九九一年、二三〇～二三二頁。
- (41) 国文学研究資料館所蔵「美作国西北条郡西一宮村中島家文書」、内容については岡山県史編さん室（現岡山県記録資料館）作成の「中島家文書目録」を利用した。
- (42) 津山市教育委員会編『津山城資料編』、二〇〇〇年、二二三頁。
- (43) 前掲『津山城資料編』、二〇一頁。
- (44) 前掲『津山城資料編』、一九三頁。
- (45) 山崎一郎「萩城槽における文書の保存について」（『日本史研究』五〇三、二〇〇四年、三三～五八頁）。
- (46) 今治郷土史編さん委員会編『今治拾遺』、一九八七年、一四六頁。
- (47) 石井良助編『徳川禁令考』三、創文社、一九五九年、一六〇六号。
- (48) 『町奉行日記』四、七頁。
- (49) 岡山県史編纂委員会編『岡山県史』六近世Ⅰ、一九八四年、七一〇頁。
- (50) 前掲『徳川禁令考』三、一六〇九～一六一〇号。
- (51) 福田アジオ「複檀家制」（『日本民俗大辞典』下、吉川弘文館、二〇〇〇年、四六四頁）。
- (52) 朴澤直秀「幕藩権力と寺檀関係一家一寺制をめぐる―」（『史学雑誌』一一〇―四、二〇〇一年、一～四〇頁）。
- (53) 森本一彦「複檀家から一家一寺へ―出羽国村山郡山村の事例―」（森隆男編『民俗儀礼の世界』清文堂出版、二〇〇二年、二五〇～二六九頁）。
- (54) 『津山藩文書』、「郷中御条目」一、五六四～五六五頁。
- (55) 前掲朴澤直秀「幕藩権力と寺檀関係一家一寺制をめぐる―」、三三頁。
- (56) 『津山藩文書』、「郷中御条目」一、五六五頁。
- (57) 『町奉行日記』三、八八～九一頁。
- (58) 『岡山県の地名』平凡社、一九八八年、一八二頁。
- (59) 「人別一國一円並宗旨別」、前掲「作州記」『吉備群書集成』二、一一八頁。
- (60) 『町奉行日記』一、七頁。
- (61) 岡山県史編纂委員会編『岡山県史』七近世Ⅱ、一九八六年、七三七頁。
- (62) 岡山県史編纂委員会編『岡山県史』八近世Ⅲ、一九八七年、七二九～

七三三頁。

- (63) 市立津山郷土館『津山松平領の人口』、一九八二年、三頁。
- (64) 前掲『津山松平領の人口』、六頁。
- (65) 沢山美果子「産む」身体と懐胎・出産取締り」(『江戸の思想』六、
ぺりかん社、一九九七年、再収「産む」身体をめぐる権力関係」『出
産と身体の近世』勁草書房、一九九八年、一五九頁)。
- (66) 前掲『岡山県史』八近世Ⅲ、八一頁。
- (67) 前掲『岡山県史』八近世Ⅲ、八三頁。

(二〇一二年十二月五日受理)

(ひがし のぼる 文学部准教授)